

2013年8月2日

全5頁

みんなの年金について考えよう 第5回

年金給付について～ 障害年金・遺族年金編

金融調査部 研究員
佐川 あぐり

今回のテーマは【障害年金】と【遺族年金】です。老後の生活を支える【老齢年金】に対して、現役世代でも受け取ることができるケースが多いため、特に現役世代にとっては重要な制度といえます。基本的な内容から、理解を深めていきましょう。

■【障害年金】について

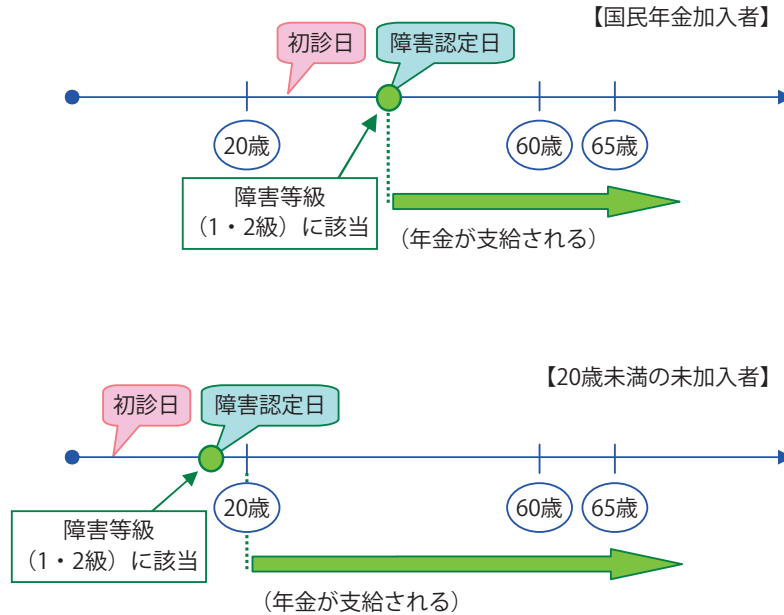
病気やケガによって障害が残り、その後の日常生活や労働に支障が出た時に支給されるのが【障害年金】です。原則として65歳から受け取る【老齢年金】とは違って、“障害の状態”と認定された時点で受け取ることができます。“障害の状態”とは、眼や耳、手足などの障害だけでなく、がんや糖尿病などの病気で長期療養が必要な場合も含まれます。【老齢年金】と同じく、加入する年金制度によって、年金の種類は異なります。基礎となるのは、全国民（国民年金加入者）を対象とした『障害基礎年金』です。さらに、民間サラリーマン（厚生年金加入者）を対象として『障害厚生年金』、公務員（共済年金加入者）を対象として『障害共済年金』が、上乗せされて支給されます。

■『障害基礎年金』について

『障害基礎年金』を受けられる対象者は、主に国民年金の加入者と20歳未満の未加入者に分けられます。はじめに、国民年金加入者の一般的なケースから確認します（図表1の上図）。病気やケガで医師の診療を受けた日を“初診日”といいます。初診日が国民年金に加入している期間中であり、初診日から1年6カ月が経過した日（障害認定日¹という）において、その病気やケガにより、障害の状態が1級、または2級と認定された場合、障害基礎年金が支給されます。ただし、受け取るためには保険料納付の要件があります（図表2参照）。次に、20歳未満の未加入者のケースです（図表1の下図）。初診日において20歳未満であった人が、障害認定日以後に20歳に達した場合には20歳になった日の翌月から、また、障害認定日が20歳に達した日の後である場合には障害認定日の翌月から、障害基礎年金を受け取ることができます。なお、このケースでは保険料は納付していないことから、所得制限が設定されています（図表2参照）。

1) 障害認定日とは、初診日から1年6カ月が経過した日のこと、または1年6カ月以内に症状が固定した日のことをいいます。

図表1 『障害基礎年金』を受け取るまでのスケジュール



(出所) 日本年金機構ウェブサイトを参考に大和総研作成

図表2 『障害基礎年金』を受け取るための条件と年金額

対象者	・国民年金の加入者（初診日において）	・20歳未満の未加入者
支給要件など	＜障害の要件＞	
	・障害認定日（それ以降、65歳に達する前日までの間）において、障害等級1、2級に該当する場合	
	＜保険料納付の要件＞	＜所得制限について＞
	・加入期間のうち、保険料を納付した期間（保険料の免除申請期間も含む）が、3分の2以上であること ※ 経過措置として、平成28年4月1日より前に初診日がある場合、初診日の属する月の前々月までの1年間で保険料の滞納期間がなければ、要件を満たすものとする	※ 所得額 3,984,000円以上 5,001,000円未満 ⇒半額支給停止 ※ 所得額 5,001,000円以上 ⇒全額支給停止 ※ 2人世帯の場合
年金額	＜平成25年7月現在＞	
	<ul style="list-style-type: none"> ・1級：786,500円×1.25+子の加算額 ・2級：786,500円+子の加算額 ※ 子とは、次の条件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ②20歳未満で障害等級1、2級に該当する子 ・子の加算額 <ul style="list-style-type: none"> ※ 第2子まで（1人につき）：226,300円 ※ 第3子以降（1人につき）：75,400円 	

(出所) 日本年金機構ウェブサイトを参考に大和総研作成

また、国民年金加入者の一般的なケース、20歳未満の未加入者のケースのいずれにおいても、障害の状態が軽かったために、障害認定日には1級、2級に該当しなかった場合、その後、症状が悪化して、65歳に達する前日までに1級、2級と認定されれば、年金の請求を行った後、障害基礎年金を受け取ることができます。

■民間サラリーマンにはさらに『障害厚生年金』が上乘せされる

厚生年金に加入する民間サラリーマンについては、さらに『障害厚生年金』が上乘せされます。受け取れる年金額は、給与額や賞与額の平均をもとにした「報酬比例の年金額」と、生計をともにする配偶者における「配偶者の加算額」から、計算されます（『障害基礎年金』では、子の加算額あり）。

また、『障害厚生年金』では、障害の状態が1、2級に該当しない場合でも、それより程度の軽い3級に該当すれば、年金を受け取ることができます。さらに、3級よりも軽い程度の場合には、『障害手当金』が一時金として支給されます。『障害基礎年金』と比べて、より手厚い保障が受けられるといえます。

図表3 『障害厚生年金』と『障害手当金』を受け取るための条件と年金額

	障害厚生年金	障害手当金（一時金として）
対象者	・厚生年金の加入者（初診日において）	
支給要件など	＜障害の要件＞	
	・障害認定日（それ以降、65歳に達する前日までの間）において、障害等級1～3級に該当する場合	・障害等級1～3級より程度が軽い場合 ・初診日から5年以内に、症状が固定した場合
	＜保険料納付の要件＞	
年金額	・障害基礎年金と同じ（図表2参照）	
	＜平成25年7月現在＞ ・1級：報酬比例の年金額×1.25 +配偶者の加算額 ^{（注）} ・2級：報酬比例の年金額 +配偶者の加算額 ・3級：報酬比例の年金額 （最低保証額：589,900円） ※ 配偶者は次のすべてを満たすこと ①65歳未満、②厚生年金の加入期間が20年未満、③年収が850万円未満	＜平成25年7月現在＞ ・報酬比例の年金額×2 ※ 最低保証額：1,150,200円
	・配偶者の加算額 ※ 226,300円	

（注）配偶者加給年金額という。

（出所）日本年金機構ウェブサイトを参考に大和総研作成

■ 【遺族年金】 について

家計を支えていた人が亡くなってしまった場合に、遺族に支給されるのが【遺族年金】です。【老齢年金】、【障害年金】と同様に、加入する年金制度によって年金の種類が異なります。基礎となるのが、全国民（国民年金加入者）を対象とした『遺族基礎年金』、さらに、民間サラリーマン（厚生年金加入者）を対象として『遺族厚生年金』、公務員（共済年金加入者）を対象として『遺族共済年金』が、上乘せされて支給されます。

■ 『遺族基礎年金』 について

国民年金の加入者（または『老齢基礎年金』の受給資格を満たしている人）が亡くなった場合、その人によって養われていた配偶者と子には、『遺族基礎年金』が支給されます（平成24年8月10日成立の国民年金法等の一部を改正する法律により、これまで母子家庭のみであったが、平成26年4月以降、父子家庭へも『遺族基礎年金』が支給される予定）。

また、夫が亡くなった場合に、『遺族基礎年金』を受けるための要件を満たす子がない妻には『寡婦年金』が支給されます。なお、『遺族基礎年金』の支給を受けられない遺族に対しては、一定の要件を満たす場合に、『死亡一時金』が支給されます。

図表4 『遺族基礎年金』と『寡婦年金』を受け取るための条件と年金額

	遺族基礎年金	寡婦年金
受給の対象となる遺族	<配偶者と子> ※子は次の条件を満たす ①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ②20歳未満で障害等級1・2級に該当する子 ※いずれの場合も、未婚であること	<配偶者（妻）のみ> ※次の全てを満たす ①10年以上の婚姻関係がある ②65歳未満 ③繰上げ支給の老齢基礎年金を受給していない
支給要件など	<亡くなった人の要件>	
	・国民年金の加入者 ・老齢基礎年金の受給資格を満たしている人	・障害基礎年金 ^(注) の受給権者であったことがない ・老齢基礎年金を受給していないこと
年金額	<保険料納付の要件>	
	・障害基礎年金と同じ（図表2参照）	・夫の老齢基礎年金額の4分の3 <支給期間> ・60歳から65歳まで
	<平成25年7月現在> ・786,500円+子の加算額 ・子の加算額 ※ 第2子まで（1人につき）：226,300円 ※ 第3子以降（1人につき）：75,400円	

(注) 旧国民年金の障害年金を含み、障害福祉年金を除く。

(出所) 日本年金機構ウェブサイトを参考に大和総研作成

■民間サラリーマンにはさらに『遺族厚生年金』が上乘せされる

厚生年金に加入する民間サラリーマンについては、さらに『遺族厚生年金』が上乘せされます。『遺族基礎年金』に比べて、遺族の範囲が広く、また、初診日が厚生年金の加入期間中である傷病により5年以内に死亡し、その間に仕事を辞めて厚生年金の加入者ではなくなっていた場合でも遺族厚生年金を受け取れるなど、手厚い保障となっています。また、40～65歳で子がない妻に対しては、中高齢の寡婦加算額が上乘せ支給されます。

図表5 『遺族厚生年金』を受け取るための条件と年金額

受給の対象となる遺族	① 配偶者と子 ※遺族基礎年金の対象となる遺族（図表4参照） ② 子のない妻 ③ 55歳以上の夫・父母・祖父母 ※60歳から支給 ④ 孫 ※①の子の条件を満たしていること（図表4参照）
支給要件など	＜亡くなった人の要件＞
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の加入者 ・老齢基礎年金の受給資格を満たしている人 ・加入期間中に初診日のある傷病によって、5年以内に亡くなった場合（亡くなった時点で、厚生年金の加入者ではない場合） ・1、2級の障害厚生年金受給権者または受給資格を満たしている人が亡くなった場合
	＜保険料納付の要件＞
	・障害基礎年金と同じ（図表2参照）
年金額	＜平成25年7月現在＞ ・老齢厚生年金額の4分の3 ・中高齢の寡婦加算額について ※ 40～65歳の子のない妻に対して：589,900円

（出所）日本年金機構ウェブサイトを参考に大和総研作成

■私たち国民にとって身近な年金制度を活用するために

第3回から第5回にわたり、年金給付の仕組みについて解説しましたが、それぞれの制度についてはさらに細かい規定がありますし、法律の改正等による制度変更も多いため、とても複雑で理解が難しい内容となっています。ですが、私たち国民は、保険料を納めることで年金を受給する権利が得られ、その権利を行使するためには、基本的な知識を身に付ける必要があります。特に、原則として老齢になった時点で支給される【老齢年金】と比べて、【障害年金】や【遺族年金】は制度も複雑で、民間の生命保険などに加入していることで、あまり気にかけていない方も多いのではないかと思います。

制度についてよく知らなかったために、年金を受け取ることができなかった、ということにならないためにも、まずは自分自身のライフスタイルやライフプランに沿って、関連する部分から理解を深めていくことが一番の近道といえるでしょう。

以上